

千葉県高齢者住宅改修費支援サービス事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者（市内に住所を有する65歳以上の者をいう。以下同じ。）又は介護者（高齢者を介護している者をいう。以下同じ。）が、住宅設備を高齢者に適するように改修するために要する費用について、当該高齢者又は介護者に対し助成することにより、高齢者の自立の促進等を図り、もって福祉の向上に資することを目的とする。

(助成対象者等)

第2条 この要綱により助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

ただし、申出時における次の第1号の高齢者及び当該高齢者と生計を一にする世帯員全員のうち当該年度の市町村民税所得割額（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市により課されている場合にあつては、地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の3第1項に規定する所得割の税率を100分の6として算出した所得割額。また、申出が4月から7月までの間に行われる場合にあつては前年度の市町村民税の所得割額。以下同じ）が最も多い者の課税額が213,000円を超える場合を除く。

(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条に規定する要支援者又は要介護者として市の認定を受けた（以下、介護保険の要介護・要支援認定という。）高齢者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者のうち障害の程度が1級又は2級の者及び地方公共団体の発行する療育手帳の交付を受けた者のうち総合判定により障害の程度が㊤からAの2と判定された者を除く。）

(2) 前号に掲げる者の介護者

2 この要綱による助成は、前項第1号に掲げる者の属する世帯について原則として1回とする。

(助成対象費用)

第3条 助成の対象となる費用（以下「助成対象費用」という。）は、前条第1項第1号に規定する高齢者（以下「助成対象高齢者」という。）が現に居住している既存住宅の設備改修を市長が指定する業者（以下「指定業者」）に発注して行う場合において必要となる費用（以下「住宅改修費」という。）のうち、次に掲げるものとする。

(1) 浴室、洗面所、便所、玄関、廊下、階段、台所、居室及び屋外等を高齢者が円滑に利用できるように改修するために要する費用

(2) 住宅設備の改修を伴う昇降機及びリフト等の設置に要する費用

(3) その他前2号に準ずると認められる住宅の改修に要する費用

2 住宅改修費の助成は、次に掲げるものについては行わないものとする。

(1) 住宅の新築又は増改築に伴う改修の費用

(2) 第6条の規定による助成対象費用の確認前に着手又は完了している改修の費用

(3) 助成対象費用の一部又は全部が他の制度による助成等の対象となる場合、当該他制度により助成等が行われる改修の費用

(4) 指定業者以外による業者が施工した改修の費用

(5) 助成対象高齢者の死亡日又は介護保険の要介護・要支援認定有効期間終了日までに完了していない改修の費用

(助成額)

第4条 助成額は、助成対象費用と700,000円とのいずれか低い額から利用者負担額（助成対象費用と200,000円とのいずれか低い額に助成対象者の介護保険法（平成9年法律第123号）における住宅改修の自己負担割合を乗じて得た額とする。）を控除した額（以下「基準額」という。）に、次の表に掲げる課税状況の区分及び指定業者の本社所在地に応じてそれぞれ定める割合を乗じて得た額（一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とする。

申出時における第2条第1項第1号に規定する高齢者及び当該高齢者と生計を一にする世帯員全員のうち当該年度の市町村民税が最も多い者の課税状況	割合	
	指定業者の本社所在地が市内の場合	指定業者の本社所在地が市外の場合
非課税または所得割額0円	2分の2	
所得割額が143,000円以下	3分の2	2分の1
所得割額が143,001円以上213,000円以下	3分の1	4分の1

2 この要綱による助成に係る助成対象費用が介護保険法における住宅改修の対象となる場合にあつては、助成対象費用と700,000円とのいずれか低い額から介護保険法における居宅介護住宅改修費および自己負担額を控除した額を基準額とみなして助成額を算定するものとする。

3 この要綱による助成を受ける前になされた別の改修について介護保険法における居宅介護住宅改修費を受けた場合にあつては、この要綱による助成に係る助成対象費用に当該別の改修に係る費用の総額（介護保険における住宅改修費支給限度基準額を限度とする。）を加えて得た額を第1項の助成対象費用とみなし、助成対象費用と700,000円とのいずれか低い額から、介護保険法における居宅介護住宅改修費および自己負担額の総額を控除した額を基準額とみなして助成額を算定するものとする。

4 この要綱による助成に係る助成対象費用が介護保険法における住宅改修の対象とならない場合にあつては、助成対象費用と500,000円とのいずれか低い額を基準額とみなして助成額を算定するものとする。

(助成対象費用確認の申出)

第5条 助成を受けようとする助成対象者（以下「申出者」という。）は、高齢者住宅改修費助成対象費用確認申出書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

(1) 改修見積書

(2) 改修内容を明らかにする平面図

- (3) 改修着手前の状況を明らかにする写真
- (4) 調査同意書（様式第1号の2）
- (5) 改修しようとする住宅（以下「対象住宅」という。）が助成対象高齢者又は介護者の所有に属するものでない場合にあつては、対象住宅の所有者の承諾書及び賃貸借契約書等対象住宅の所有者を確認することができる書類の写し
- (6) 他の制度による助成等を受ける場合にあつては、当該助成等の決定通知書等の写し
- (7) その他、助成対象費用の確認のため市長が必要と認める書類

（助成対象費用の確認）

第6条 市長は、前条の申出書を受理したときは、助成対象高齢者及びその世帯等の状況に係る調査並びに必要なに応じて対象住宅の実地調査を行い、これを審査のうえ、高齢者住宅改修費助成調査書（様式第2号。以下「調査書」という。）を作成し、当該改修に係る助成対象費用の確認を行うものとする。

- 2 市長は、前項の規定により助成対象費用を確認した場合にあつては、助成対象費用及びそれに基づき算定した助成金の支給が見込まれる額（以下「助成見込額」という。）について、高齢者住宅改修費助成対象費用確認書（様式第3号。以下「確認書」という。）により申出者に通知するものとする。

（改修内容の変更等）

第7条 前条の規定により確認書の通知を受けた申出者は、改修の内容等を変更するときは、高齢者住宅改修費助成変更申出書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の申出があつたときは、その内容を審査のうえ変更される助成対象費用を確認し、調査書を作成するとともに、その結果を高齢者住宅改修費助成対象費用変更確認書（様式第5号。以下「変更確認書」という。）により申出者に通知するものとする。

（助成の申請）

第8条 住宅設備の改修が完了した申出者であつて、助成の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、高齢者住宅改修費助成申請書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 工事費内訳書
- (2) 改修の状況を明らかにする写真
- (3) その他、助成額の決定のため市長が必要と認める書類

（助成の決定及び助成券の交付）

第9条 市長は、前条の申請書を受理したときは、必要なに応じて対象住宅の実地調査を行いその内容を審査のうえ助成を決定し、高齢者住宅改修費助成額決定通知書（様式第7号。以下「決定通知書」という。）により申請者に通知するとともに、高齢者住宅改修費助成券（様式第8号。以下「助成券」という。）を交付するものとする。

- 2 決定通知書に記載する助成額は、確認書（第7条による変更を行ったときは変更確認書）に記載された助成見込額とする。ただし、前項の審査により算定した助成額が助成見込額を下回るときは、調査書を作成するとともに、決定通知書に減額後の助成額及び減額した理由を記載して申請者に通知するものとする。

（助成額の支払い）

第10条 申請者は、前条による決定通知書及び助成券を受領したときは、その内容を確

認のうえ助成券を指定業者に渡すとともに、自己負担となる費用を指定業者に支払うものとする。

- 2 市長は、前項の指定業者から助成券の添付された請求書が提出されたときは、助成券に記載された助成額に相当する金額を指定業者に支払うものとする。

(助成決定の取消及び助成金の返還)

第11条 市長は、申請者が偽りその他の不正の手段により助成の決定を受けたときは、その決定を取り消し、既に助成金を交付している場合にあつては、当該申請者に対して助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- 2 市長は、業者が偽りその他の不正の手段により不当に助成金を受領し、又は不当な額の助成金を交付させた場合にあつては、当該業者に対して助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- 3 市は、前項による返還命令を受けた業者に発注して行う改修について助成対象費用確認の申出又は助成の申請があつたときは、当該業者が前項の規定の適用を受けた者であることを申出者又は申請者に告知し、これを受理せず、又は助成の決定をしないことができる。

(台帳の整備)

第12条 市長は、対象住宅の改修状況を明らかにするため、高齢者住宅改修助成台帳(様式第9号)を整備するものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 第2条第2項の規定は、千葉市重度障害者等住宅改造費助成事業実施要綱(平成6年7月1日施行)に基づき既に助成が行われた世帯についても適用する。
- 3 当分の間、第2条第1項中「次のいずれか」とあるのは、「第1号」とする。

附 則

この要綱は、平成14年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の千葉市高齢者住宅改修費支援サービス事業実施要綱(以下「新要綱」という。)附則第3項の規定は、この要綱の施行の日以後になされる助成の申出について適用し、同日前になされた助成の申請については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の千葉市高齢者住宅改修費支援サービス事業実施要綱第5条の規定によりなされた助成の申請(同日において助成の決定がな

されていないものに限る。)は、新要綱第5条に規定する助成対象費用の確認の申出とみなす。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前になされた助成の申出については、なお従前の例による。ただし、この要綱の施行の日以降になされる第7条第1項の規定に基づく改修内容等の変更の申出に係る助成については、この限りではない。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前になされた助成の申出については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前になされた助成の申出については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年2月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前になされた助成の申出については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年10月2日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前になされた助成の申出については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年7月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前になされた助成の申出については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前になされた助成の申出については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。